

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(特非) 西東京市体育協会]

[記載日： 令和6年5月21日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目 | 対応状況 |
|---|------|
| 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) NPO法を遵守し、東京都のガイドラインに沿って活動している。 | A |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) NPO法を遵守した活動を行っているとともに、毎年東京都へ報告書を提出している。 | A |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在、20名の理事と2名の監事による体制で事業運営を行っている。協会内に総務部・事業部・会計部・広報部の組織を中心に事業運営を行っている。 | A |

| | |
|--|---|
| 原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 毎年、基本方針及び年度方針を見直し、総会資料としてまとめた上で提案している。行政の関係部門に配布するとともに、問い合わせに対して公表できる体制を取っている。 | |
| 原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | |
| (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 「西東京市体育協会倫理に関するガイドライン」に基づいて、必要に応じてコンプライアンス教育を実施している。 | |
| (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 指導者に対してはジュニア育成の事業の一つである「指導者連絡会」の議題に取り上げて、議論及び教育を実施した。今後も定期的に実施していく。 | |
| 原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 会計担当と確認者でダブルチェックを行っており、令和5年度からは経理専門担当者による定期的なチェックを実施している。年度末は監事による会計監査で適切な会計処理ができているかを確認している。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金を利用する場合は、求められる法令やガイドラインを遵守している。 | |

| | |
|--|---|
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 加盟団体へ事業委託する場合は、その団体に対して会計担当とチェック者による二重チェックを依頼し、適切に処理されているかを体育協会を確認している。 体育協会の事業は会計担当と確認者による会計処理を行った後、提出時に第三者による事業報告と会計処理をチェックしている。 | |
| 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) NPO法及び東京都のガイドラインに添って情報開示を行っている。 今後はホームページ等に情報開示できるものを掲載していく。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | B |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在、事業実施状況をホームページや機関誌で情報開示を行っているが、組織運営に係る情報で開示できるものは積極的に開示していきたい。 | |
| 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述) | |
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |

| | |
|-------------------------|--|
| 原則■について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |
| 原則■について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |